明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正）

第三十二条　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前

別記様式第一号（第３条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第３項本文の規定により通報します。

年　月　日

公安委員会　殿

操縦者
氏名　　印

小型無人機等の飛行を行う日時	年　月　日　時　分から　時　分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号	
操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号	
同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏名 住所 電話番号	

機器の種類					
機器の特徴					
製造者		名称		製造番号	
色		大きさ		積載物	
その他の特徴					
備考					

備考１　法第２条第１項第１号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を追記すること。

［削る。］

2　小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。

3　操縦者欄には、法第10条第２項第１号又は第２号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

4　操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合にのみ記載すること。

5　同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。

6　同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

7　機器の種類欄には、法第２条第３項に定める小型無人機又は第２条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。

8　製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。

9　不要の欄は、斜線で消すこと。

10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第一号（第３条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第３項本文の規定により通報します。

年　月　日

公安委員会　殿

操縦者
氏名　　㊞

小型無人機等の飛行を行う日時	年　月　日　時　分から　時　分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号	
操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号	
同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏名 住所 電話番号	

機器の種類					
機器の特徴					
製造者		名称		製造番号	
色		大きさ		積載物	
その他の特徴					
備考					

備考１　法第２条第１項第１号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を追記すること。

2　操縦者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

3　小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。

4　操縦者欄には、法第10条第２項第１号又は第２号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

5　操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合にのみ記載すること。

6　同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。

7　同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

8　機器の種類欄には、法第２条第３項に定める小型無人機又は第２条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。

9　製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。

10　不要の欄は、斜線で消すこと。

11　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。